

## 中国における最近の知財トピックス

2024年6月28日

方信グローバル知財サービス株式会社

〒107-0062 東京都港区南青山二丁目2番8号

DFビル6階

中国弁護士・中国弁理士 方喜玲

荻原正

拝啓

平素は格別なご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

今回は、最高人民法院の著作権 AI 知能裁判の試行を開始、専利出願における「単一性」の原則の適用に関する検討、数値限定を技術的特徴とする発明の均等の認定に関する判例などについて紹介させていただきます。

敬具

### 1. 最高人民法院、著作権 AI 知能裁判の試行を開始

4月22日、最高人民法院は、デジタル法廷の設置を強化し、デジタル技術と人工知能を駆使して知的財産権の司法保護の質と効率を向上させ、優れた文化の普及と活用を支援し、文化産業の健全な発展を促進する上で著作権裁判の役割をよりよく果たし、質の高い発展に効果的に貢献し、支援することを目指して、一部の省級法院で「著作権 AI 知能裁判」のパイロット作業を実施することを決定した。

「著作権 AI 知能裁判」システムは、デジタル裁判の建設における重要な取り組みであり、デジタル技術を利用して知的財産権のガバナンスを強化し、「画像検索」技術と膨大なデータベースの助けを借りて、「画像チェック」、「イノベーション参照」、「侵害対比」の三大機能を実現することができ、さらに画像著作権に関わる事件における権利帰属の認定と類似度の判定の問題を解決することができる。この措置は、著作権裁判における事実確認と判決決定の精度を大幅に向上させ、権利者の権利保護と証拠収集の困難さを軽減し、権利の濫用を効果的に取り締まり、虚偽訴訟を効果的に防止し、「前兆を把握し、病気を未然に治す」こと、市場取引の秩序を規範化し、画像著作権紛争を発生源から防止し、社会主義文化と科学の発展と繁栄に重要な法的保証を提供することができる。

上海市、江蘇省、浙江省、安徽省、山東省、広東省の高級人民法院は共同で「著作権 AI 知能裁判」に関する協定に署名し、「デジタル」革命による新時代と新規開発段階における知的財産裁判の質と効率を向上させるための有用な試みと探求を開始し、パイロット業務の近代化による中国式の近代化を支援し、貢献することに継続的に取り組んでいる。

<https://www.chinacourt.org/article/detail/2024/04/id/7908220.shtml>

### 2. 専利出願における「単一性」の原則の適用に関する検討

中国専利法第31条では、発明専利または実用新案専利の出願は、1件の発明専利または実用新案専利に限定されると規定している。1つの上位概念的な発明思想に属する2つ以上の発明専利または実用新案専利は、1件の出願として出願することができる。1件の意匠専利出願は、1つの製品で使用される1つの意匠に限定されなければならない。同一区分で、セットで販売または使用される2つ以上の意匠は、1件の出願として出願することができる。

専利が「単一性」の要件を満たしているかどうかを判断するには、主に、専利の複数の独立請求項の中に同じまたは対応する特定の技術的特徴があるかどうかに基づく。同一の特定の技術的特徴において、例え

ば、独立請求項1は、新規性や進歩性に適合する特徴Xを有する設備Aを限定し、独立請求項2は、設備Bを特性Xを有することを限定しており、これら2つの請求項は、同一の特定技術的特徴を有する。対応する特定の技術的特徴とは、独立請求項で定義される特徴は異なっているが、各特徴の間に関連があるという事実を指す。

上記の「単一性」要件の説明に基づけば、出願人は専利出願文書を作成する前に技術方案を整理する必要がある。単一の技術方案において、それが製品である場合、製品の製造プロセス、機器および用途を出願文書に書き込むことができる。方法の場合は、その方法が適用可能な機器と、その方法の用途を出願文書に含めることができる。複数の技術方案については、それらの間に関連があるかどうか、例えば、それらが共通の技術的特徴を持っているかどうか、それらが同じ技術的問題を解決するかどうか、またはそれらが同じ技術的效果を達成するかどうかを判断する必要がある。

単一の技術方案に対して、それが製品である場合、製品に対応する請求項を記載した後、必要に応じて、製品の技術的方法、設備、および使用についてそれぞれ独立請求項を追加することができる。方法である場合、該方法を実施する設備の独立請求項を補充することができる。複数の技術方案については、請求項作成の観点から、複数の技術方案の共通点を見つけ出し、その共通点を利用して独立請求項を記載することが可能である。共通項は、技術的な特徴、解決された技術的な問題または達成される技術的效果である。

出願人が「単一性」の規定をよりよく理解し、記載時に「単一性」に関する問題を防止および克服し、出願人が「単一性」の規定を効果的に使用して併合出願による出願料を節約できるようになり、さらに、製品、方法、用途などの請求項を追加することで保護範囲を拡大し、専利の価値を高め、出願人の発明や創作物をよりよく保護できるようになる。

[http://www.iprchn.com/cipnews/news\\_content.aspx?newsId=140112](http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=140112)

### 3. 数値限定を技術的特徴とする発明の均等の認定 —(2021)最高法知民終985号

発明や実用新案専利の技術的特徴において、数値や数値範囲によって限定されるものに対しては、均等原理の適用は厳格に制限されるべきではあるが、絶対的に排除することは適当ではない。相違する数値または数値範囲が、基本的に同一の技術的手段とほぼ同一の機能を達成し、実質的に同一の効果奏し、かつ、当業者が創造的な労力を要さずにそれに想到しえる場合、さらに、技術分野、発明の種類、請求項の補正の内容などの関連要素を総合的に勘案した上で、当該技術的特徴が同等であり、専利請求の範囲に対する公衆の合理的な期待に反せず、専利権を公正に保護できると判断される場合には、均等を構成すると判断することができる。

#### 【事件の経緯】

深圳某会社は、上海某会社と広州某会社が侵害製品を製造、販売し、専利番号201310348393.0「伸縮式ケーシングロック装置」の名称を有する深圳某会社の発明専利権を侵害したと主張した。そして、上海某会社と広州某会社は侵害を停止し、100万円の経済的損失と6,188円の権利保護のための合理的な費用を連帯して損害賠償することを求めた。

上海某会社は次のように反論した。上海某会社は製品のメーカーではなく、特別な設備や金型も持っていない。本件で召喚状を受け取った後、すべての被疑侵害製品を店頭から撤去した。弊社が販売する製品には合法的な出所があり、法律に基づき賠償の義務を負わない。仮に侵害が確定したとしても、深圳某会社が主張する100万円の金額は高すぎる。

広州某会社は、被疑侵害製品を販売する合法的な出所を有しており、賠償責任を負わないと主張した。

#### 【広州知識産権法院の判断】

深圳某会社の保護を求める請求項1は、伸縮ケーシングのロック装置であって、上部ポートの壁面に沿って軸方向に設けられたガイド溝(12)を有するケーシング(7)と、前記ケーシング(7)内に挿入された挿入管(1)と、前記ケーシングの上部ポートの外側円形壁面にスリーブされたバンドルリングクランプ(4)と、前記バンドルリングクランプの開口端に連結された偏心ロックハンドル(3)とを備え、前記挿入管

(1) は、外側円形壁面に軸方向に平面構造(8)を備え、前記バンドルリングクランプ(4)の内側円形壁面には制限ブロック(9)が設けられ、この制限ブロックは制限平面としてバンドルリングクランプの中心に向けられており、この制限平面は前記挿入管(1)の外側円形壁面上の平面構造(8)に固着されており、その特徴は、前記制限ブロック(9)の背面は曲面形状であり、この制限ブロック(9)の背面はガイド片(10)によって前記バンドルリングクランプ(4)の内側円形壁面と連結されており、前記ガイド片(10)は前記ケーシング(7)のガイド溝(12)にはまり込んでおり、前記制限ブロック(9)の背面の湾曲面は前記ケーシング(7)の内側円形壁面に取り付けられ、前記制限ブロック(9)の制限面の横幅(L)は前記バンドルリングクランプ(4)の内径の0.5~0.8倍である。

両当事者間の技術方案の唯一の争点は、本件専利が「制限ブロックの制限面の横幅(すなわち、L)はバンドルリングクランプの内径の0.5~0.8倍でなければならない」と限定しており、被疑侵害製品に対応するLはバンドルリングクランプの内径の0.45倍であり、両者が均等を構成するかどうか争点である。

2021年1月4日、広州知識産権法院は、深圳某会社のすべての訴訟請求を棄却する(2019年)粵73知民初1399号民事判決を言い渡した。深圳某会社はこれを不服とし控訴した。

### 【最高人民法院の判断】

本件専利の請求項1は、専利の実体審査の過程で数回補正されており、出願当初の専利請求の範囲は次の通りである。

1. 伸縮ケーシングのロック装置であって、上部ポートの壁軸に沿ったガイド溝(12)を有するケーシング(7)と、ケーシング(7)に挿入された挿入管(1)と、ケーシングの上部ポートの外側円形壁面にスリーブされたバンドルリングクランプ(4)と、バンドルリングクランプの開口端に接続された偏心ロックハンドル(3)とを備え、その特徴は、前記挿入管(1)の外側円形壁面は、軸方向に沿って平面構造(8)を備えており、前記バンドルリングクランプ(4)の内側円形壁面には制限ブロック(9)が設けられており、この制限ブロックはバンドルリングクランプの中心に向かう制限面であり、この制限面は、挿入管(1)の外側円形壁面の平面構造(8)に取り付けられ、この制限ブロック(9)は、ガイド片(10)とバンドルリングクランプ(4)の内側円形壁面とで連結され、このガイド片(10)は、スリーブ(7)のガイド溝(12)に貼り付けられている。

2. 請求項1に記載の伸縮スリーブのロック装置において、その特徴は、前記制限ブロック(9)の制限面の横幅(L)が、バンドルリングクランプ(4)の内径の0.5~0.8倍である。

…… 専利の実体審査の過程で、深圳某会社は、前記請求項2の付加的技術的特徴を請求項1に追加した。国家知識産権局の《第4次拒絶理由通知》によると、補正後の請求項1は専利法第22条第3項に規定する進歩性を有していない。これに基づき、深圳某会社は、請求項1を修正し、「前記制限ブロック(9)の背面は曲面形状である」および「前記制限ブロック(9)の背面の曲面形状は、ケーシング(7)の内側円形壁面に取り付けられている」という技術的特徴を付加し、認可された。

最高人民法院は、2023年4月26日、次のような判決(2021)最高法知民終985号民事判決を下した。

一、広州知識産権法院の(2019年)粵73知民初1399号民事判決を取り消す。

二、上海某会社はこの判決の発効日から15日以内に、深圳某会社に30万元の経済的損失と6,188元の合理的な権利保護費用を支払うものとする。

三、深圳某会社のその余の請求を棄却する。

### 【判決理由】

数値や数値の範囲を限定することを技術的特徴とする発明または実用新案の技術的特徴について、均等原理の適用を完全に排除することは適当ではない。すなわち、当業者が専利請求の範囲、明細書及び図面を読み、専利技術方案が技術的特徴に対する数値または数値範囲の限定効果を特に強調していると認識しない限り、当業者の視点に立ち、技術方案全体における技術的特徴に限定された数値の役割に対する当該数値の相違の実質的な影響の有無を考慮して、当該数値の相違が均等な技術的特徴を構成するか否かを判断すべきである。

同時に、専利請求の範囲は公的なものであり、公衆の利益を保護するために、数値または数値範囲によって限定される技術的特徴に対して、均等の原則を適用する場合は厳格に制限されるべきである。数値や数値

範囲の差が、当業者に明らかな技術的手段と基本的に同一であり、達成される技術的機能と達成される技術的効果が実質的に同一であり、かつ、技術分野、発明の種類、専利請求の範囲の補正の内容等の関連要素を総合的に勘案した上で、均等の判断が専利請求の保護範囲に関する公衆の合理的な期待に反せず、専利権の利益を公正に保護することができる場合、均等の技術的特徴に該当すると判断することができる。

本案においては次のように認定できる。専利付与審査ファイルによれば、本件の技術的特徴「制限ブロックの制限面の横幅(すなわち、L)がバンドルリングクランプの内径の0.5~0.8倍である」は、本件専利の発明点ではないことが確認できる。本件専利は、専利出願人が国家知識産権局の《第4次拒絶理由通知書》に従って請求項1の円弧状の表面構造の技術的特徴を追加したことを根拠に付与された。

このような状況下では、本件専利の技術方案の上記数値範囲の特徴を認定するためには、均等侵害の可能性を完全に排除することは適当でない。専利明細書の段落[0011]における「挿入管の相対回転の制御を確実にするために、制御面の横幅は好ましくはバンドルリングクランプの内径の0.5倍より大きくすべきである」という記載と組み合わせると、当業者は、専利技術案における上記の数値範囲の機能が挿入管の安定性を確保することにあるということを知ることができる。

したがって、同一の技術的課題を解決できる特に限定数値範囲に近いものは、均等の技術的特徴に含めることができる可能性はあり得る。被疑侵害製品と本件専利の数値の差はわずか0.05であり、その差の範囲は10%以内であるから、自転車分野の当業者にとっては、両者の用いる技術的手段は基本的に同じであり、達成される機能及び達成される効果は実質的に同一であるから、両者は同等の技術的特徴を構成すると判断すべきである。

結論として、被疑侵害製品は、本件専利の請求項1に記載されたすべての技術的特徴と同じまたは均等の技術的特徴を有しており、本件専利の保護範囲内に属する。

<https://enipc.court.gov.cn/zh-cn/news/view-3078.html>

本件に関し、さらなる情報やご不明な点、ご質問等がございましたら、[fsgip@fsgip.com](mailto:fsgip@fsgip.com)までお問合せください。よろしくお願いいたします。